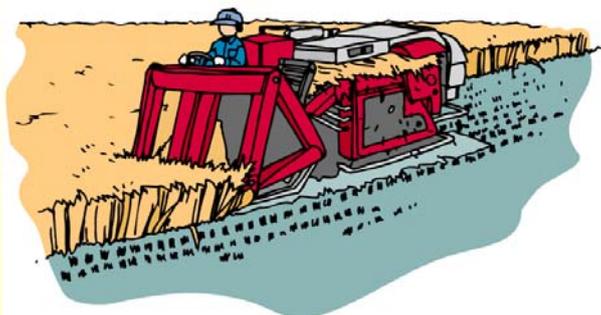


## 支援策活用ガイド

～組織運営に役立つ支援策を準備しています！～

[21年度予算・20年度補正予算 概算決定版]



昨年12月24日に、平成21年度及び20年度第2次補正の政府予算案が閣議決定されました。このうち、集落営農組織の経営発展に役立つ主な支援を紹介します。なお、これらの支援策については、国会で予算が成立した後に実施されます。

### 【お問い合わせ先】

事業の内容や申請手続については、農林水産省の本省・地方農政局・地方農政事務所の「水田・畑作経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)か、都道府県・地域担い手育成総合支援協議会(県・市町村・JA)に、お気軽にお問い合わせください。

# 目 次

経営の安定等	1	土地利用型作物経営を安定させたい。	1
	2	水田や畑を有効活用したい。	1
	3	中山間地域で農業生産活動を継続したい。	2
	4	農地等の保全に取り組み地域を元気にしたい。	2
経営の質の向上	5	経営の質の向上を図りたい。	3
	6	集落や組織のことを考えてそろそろ法人化したい。	3
規模の拡大	7	農地の集積を円滑に進めたい。	4
	8	農地の面的集積を進めたい。	4
	9	集落内の耕作放棄地を解消したい。	5
経営の多角化	10	新しい分野に進出して、今よりも収益を上げたい。	5
人材の確保	11	組織のリーダーや次代のリーダー候補を育成したい。	6
	12	各部門を担う人材を確保したい。	6
		(1)農業用機械の操作・農作業ができるオペレーターを育成したい。	6
		(2)経理事務ができる者を育成したい。	7
		(3)加工・販売担当者を確保したい。	7
	13	女性、高齢者も活躍できるようにしたい。	8
	14	集落の外から若者を確保したい。	8
	15	就農希望者を雇いたい。	9
16	人材の確保と併せて機械・施設を充実したい。	9	
機械・施設の導入	17	農業用機械・施設を新たに導入したい。	10
資金の確保	18	農業経営に必要な資金を低利で借り受けたい。	11
	19	将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい。	11
組織の立ち上げ	20	集落営農組織を立ち上げたい。	12
	21	基盤整備を契機に、集落営農組織を立ち上げたい。	12
	(参考)	集落営農等に参加する際の農業者年金の扱い	13
		人材育成・確保の取組事例	14

## 1 土地利用型作物経営を安定させたい。

水田・畑作経営所得安定対策に加入するためには、集落営農組織の経営面積が原則として20ha以上である必要がありますが、農地が少ない場合や生産調整に取り組んでいる場合等の特例も設けています。これらに該当しない場合でも、地域の担い手と市町村が認めた組織は加入できます。

### 収入減少影響緩和対策

**支援内容** 米の販売価格の下落等で収入が減少した場合には、収入減少の9割を補てんします。

米・麦・大豆等の品目ごとの平均収入（標準的収入）と当年産収入の差額を合計した結果、減収している場合には、その減収額の9割について、加入者と国による拠出金の範囲内で補てん金が受けられます。

### 生産条件不利補正対策

**支援内容** 販売収入だけでは生産コストを賄うことができない麦・大豆等を対象に、生産コストと販売収入の差を補てんします。

<過去の生産実績に基づく交付金（固定払）>

16年～18年の過去3年間の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産実績に応じて、市町村別の交付単価による交付金が受けられます。

<毎年の生産量・品質に基づく交付金（成績払）>

毎年の麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの生産量・品質に応じて、全国一律の交付金単価による交付金が受けられます（小麦1等Aランクの場合、60kg当たり2,110円など）。

<事業名：水田・畑作経営所得安定対策>

## 2 水田や畑を有効活用したい。

水田・畑を有効活用し、戦略作物の生産を拡大する場合に支援します。

**支援内容** 新規転作田、調整水田等における大豆、麦、飼料作物、米粉・飼料用米の作付拡大に応じた支援を行います。

また、水田・畑作経営所得安定対策の対象となる組織が取り組んだ場合には、大豆・麦について固定払相当額も支払われます。

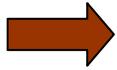
・ 大豆、麦、飼料作物は、10a当たり35,000円を助成します（大豆については、単収3俵以上の場合1俵当たり3,000円を加算）（水田裏作麦は15,000円、畑不作地への作付拡大は15,000円）

・ 米粉・飼料用米は、10a当たり55,000円（うち5,000円はコスト削減等の取組に対する加算）

※ 助成金を受けるためには、実需者との播種前契約等の実施、低コスト生産を行うことなどの要件があります。

<事業名：水田等有効活用促進交付金>

### 3 中山間地域での農業生産活動を継続させたい。



中山間地域等において農業生産活動が維持できるよう交付金を交付します。

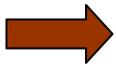
#### 支援内容

平地地域との農業生産条件の格差から生じる不利を補正するため、傾斜等の一定条件を満たす農用地を耕作する農業者等（集落協定等の締結が必要）に対して交付金を交付します。

急傾斜（1/20以上）の「田」であれば、10a当たり最大21,000円を交付するほか、規模拡大、土地利用調整、特定農業法人の設立などに取り組む場合には、別に加算（10a当たり500～1,500円）が受けられます。

<事業名：中山間地域等直接支払制度>

### 4 農地等の保全に取り組み地域を元気にしたい。



集落等を単位として、農地・農業用水等や農村環境の保全に取り組む共同活動、環境にやさしい先進的な営農活動を、総合的に支援します。

#### 支援内容

- 農業者だけでなく地域住民など多様な主体が参画して、畦畔の草刈りや農業用水路の清掃・補修等の活動と景観形成などの農村環境の保全向上活動について、地域ぐるみで取り組む場合、一定の額を助成します。〈共同活動支援〉
- さらに、環境保全型農業（化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する先進的な取組等）に取り組む場合、掛かり増し経費として一定の額を助成します。〈営農活動支援〉

#### <共同活動支援>

活動を行う区域の農地面積に応じて、例えば、水田は、4,400円/10a（都府県）、3,400円/10a（北海道）の交付が受けられます。

#### <営農活動支援>

先進的な取組を行った面積に応じて、例えば、水稲で6,000円/10a、麦・大豆で3,000円/10aの交付が受けられます。

<事業名：農地・水・環境保全向上対策>

## 経営の質の向上

### 5 経営の質の向上を図りたい。



それぞれの組織の状況に応じた相談・助言をします。

#### 支援内容

組織の運営や農業経営でお悩みの場合には、担い手協議会が集落営農相談員（行政、JA、普及指導員など）を派遣し、営農計画の作成などの相談に乗ります。

また、経営の発展や法人化に向けてお悩みの場合には、担い手協議会が税理士など経営の専門家を派遣し、経営改善などの相談に乗ります。

集落営農相談員による営農計画の作成、経理処理などに関する相談、専門家によるコスト管理、労務管理、税務事務、法人化手続などに関する相談のほか、希望すれば、専門家による経営のコンサルティングも受けられます。

<事業名：担い手アクションサポート事業（経営相談・指導活動）>



### 6 集落や組織のことを考えてそろそろ法人化したい。

法人化に必要な様々な手続などを支援します。

#### 支援内容

集落営農組織の法人化に当たって、法人設立準備段階、法人設立時に必要となる専門家への相談料や諸手続に要する経費などについて支援します。

さらに、法人設立後についても、1年目の決算時までには、事業計画の策定などに関する専門家への相談に要する経費などについて支援します。

経営計画（定款、事業計画など）の合意形成のための話し合い経費、先進法人経営の視察経費（交通費）、発展段階に応じた専門家への相談経費（謝金）などについて、担い手協議会が10万円を上限に負担します。

<事業名：担い手アクションサポート事業（担い手の法人化活動）>



## 規模の拡大



### 7 農地の規模拡大を円滑に進めたい。

農地の利用調整に関する相談に応じます。

#### 支援内容

地域の担い手協議会（農業委員会）が、農地の利用調整の希望に応じた農地の情報を提供します。

また、農業委員が、農用地の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、所有者等との同意の取付けなどの様々な調整活動を行います。

<事業名：担い手アクションサポート事業(農地の利用調整活動)>



### 8 農地の面的集積を進めたい。

農地を面的にまとめて集積する場合、その集積された面積に応じて交付金を交付します。

#### 支援内容

農地の所有者から委任・代理等を受けて農地を集める組織が、特定農業団体・特定農業法人に農地を面的に集積した場合、その面積に応じて、10a 当たり最大16,000円の交付金を交付します。

また、面的に集積された農地を効率的に利用するため、小規模な基盤整備に必要な経費を、面的集積された農地の割合に応じて助成します。（最大10/10）

さらに、面的集積に取り組む組織の設置や面的集積を進めるコーディネーターの活動を支援します。

交付金は、地域の実態に即して、農地の面的集積や面的集積された農地を効率的な利用に活用できます。

例えば、出し手に対して借地料をかさ上げ、受け手に対して借地料を引き下げするためや、地域で共同利用する機械の購入のためなどに活用できます。

<事業名：農地確保・利用支援事業、農地確保・利用推進体制支援事業>

## 9 集落内の耕作放棄地を解消したい。

集落内の耕作放棄地等を引き受ける場合に支援をします。

### 支援内容

特定農業法人や特定農業団体が、耕作放棄地や耕作放棄のおそれがある農地を引き受けて営農する場合、その営農に必要な掛かり増し経費の2分の1を助成します。

自力施行等で行うほ場進入路の改善、障害物除去、畦畔整備、引受農地に設置する簡易なパイプハウスの設置、農業資材、肥料の購入、簡易な農業機械のリース、水田管理作業の経費などが対象です。

<事業名: 農地確保・利用支援事業>

耕作放棄地の再生・利用のための活動を支援します。

### 支援内容

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに付帯する用排水施設、鳥獣被害防止施設等の整備、農地利用調整、営農状況確認等のフォローアップといった取組を総合的・包括的に支援します。

- ・ 障害物除去、深耕、整地等の取組に対して、荒廃の程度に応じ、10 a 当たり30,000円又は50,000円を助成します。(取組初年度のみ)
  - ・ 土壌改良の取組に対して、10 a 当たり25,000円を助成します。(最大2年間)
  - ・ 営農定着の取組に対して、10 a 当たり25,000円を助成します。(1年間)
- ※ 営農定着の取組への支援は、水田等有効活用促進交付金の対象作物を除きます。

<事業名: 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金>

## 経営の多角化

## 10 新しい分野に進出して、今より収益をあげたい。

新しい分野にチャレンジする場合には、取りかかり経費を助成します。

### 支援内容

経営の多角化や複合化に取り組むための初動経費(取りかかり経費)を、40万円まで助成します。

新規作物の導入・・・試験栽培にかかる苗代、肥料代、土壌分析費など  
農産物加工・・・試作品の開発にかかる材料代、機材費、技術者相談料など  
販路拡大・・・消費者や実需者のニーズを把握するためのアンケート調査やモニタリング調査など  
上記の経費について、40万円を上限に、担い手協議会が負担します。

<事業名: 担い手アクションサポート事業(担い手経営安定活動支援)>



## 人材の確保

### 1 1 組織のリーダーや次代のリーダー候補を育成したい。

組織運営に関する研修を行ったり、先進的な組織との交流などを支援します。

#### 支援内容

担い手協議会が、組織のリーダーや次のリーダー候補を対象に、税理士などの専門家を講師として、組織運営、営農計画作成などの実践的な知識を習得するための研修を実施します。

また、先進的な組織に出向いて、その組織の代表者との情報交換、交流などを通じた経営ノウハウの習得を支援します。

研修会への参加経費（資料費、交通費など）のほか、先進的な組織の視察に要する経費（交通費、謝金など）についても、担い手協議会が負担します。

事業名：担い手アクションサポート事業（経営相談・指導活動）



### 1 2 各部門を担う人材を確保したい。

#### (1) 農業用機械の操作・農作業ができるオペレーターを育成したい。

農業機械操作の講習を行ったり、大型農業機械の運転免許取得などを支援します。

#### 支援内容

担い手協議会が、集落営農組織の構成員を対象に、農業機械熟練者や専門家など講師として、トラクター、田植機、コンバインなどの操作講習を実施します。

また、JA、農機具メーカー、道府県立農業大学校などが開催する農業用機械の操作講習への参加を支援します。

道府県立農業大学校では、新規就農者だけではなく、一般の農業者も対象に、

- ・ トラクターなどの農業用機械の基本操作や保守点検整備
- ・ 無人ヘリの操縦

など、多様な講習メニューを準備しています。詳しくは最寄りの農業大学校又は全国農業大学校協議会にお尋ねください。

講習会への参加経費（資料費、交通費など）のほか、大型農業機械などの運転免許や無人ヘリなど操縦資格の取得に要する費用（申込金、講習料など）についても、担い手協議会が負担します。

事業名：担い手アクションサポート事業（スキルアップ支援活動）



## (2) 経理事務ができる者を育成したい。

経理事務に必要な知識習得のための研修への参加などを支援します。

### 支援内容

担い手協議会が、集落営農の会計責任者候補などを対象に、公認会計士、税理士などの専門家を講師として、

- ・ 簿記、会計制度の内容
- ・ 収支計算書、貸借対照表の作り方
- ・ 税務申告の仕方



など、経理事務に必要な知識を習得するための研修を実施します。

研修会への参加経費（資料費、交通費など）のほか、民間の簿記講習の受講のために要する費用（講習料など）についても、担い手協議会が負担します。

事業名：担い手アクションサポート事業（スキルアップ支援活動）

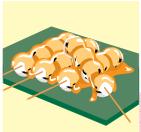
## (3) 加工・販売担当者を確保したい。

各種マーケティング講習会への参加、先進的な組織との交流の実施などを支援します。

### 支援内容

それぞれの加工・販売戦略に合った民間主催のマーケティング等に関する講習会などへの参加を支援します。

また、集落営農が目指す加工・販売に先進的に取り組んでいる地域などに出向いて、その組織の担当との交流などを通じたノウハウの習得を支援します。



講習会への参加経費（交通費など）のほか、先進的な地域などの視察に要する経費（交通費、謝金など）についても、担い手協議会が負担します。

事業名：担い手アクションサポート事業（スキルアップ支援活動）



商社・食品会社などで活躍し、加工、販売、経理など様々なノウハウを持つ人からの助言を無料で受けることもできます。詳しくは、株式会社パソナグループ（TEL03-6734-1070）までお問い合わせください。※21年3月31日まで

事業名：農林漁業ビジネス経営塾（人生二毛作の実現に向けた他産業従事者による農林漁業経営体発展支援研修事業）

### 1 3 女性、高齢者も活躍できるようにしたい。



農産物加工技術などの講習、先進的な組織との交流の実施などを支援します。

#### 支援内容

担い手協議会が、集落の女性や高齢者などを対象に、フードコーディネーターなどの専門家を講師として、農産物加工（漬け物、切り餅など）の技術、商品の付加価値向上のポイントなどの知識を習得するための研修を実施します。

また、先進的な取組を進めている組織に出向いて、その組織の女性や高齢者などと交流を深めることを通じた加工技術のノウハウの習得を支援します。



研修会への参加経費（資料費、交通費など）のほか、先進的な地域などの視察に要する経費（交通費、謝金など）についても、担い手協議会が負担します。

事業名：担い手アクションサポート事業（新たな人材の育成・確保活動）



### 1 4 集落の外から若者を確保したい。

農業に関心を持っている若者との交流の実施などを支援します。

#### 支援内容

担い手協議会が、集落営農組織が新しい人材を確保するきっかけを持てるよう、農業に関心を持っている若者、新規就農希望者、農業高校在学学生などを集めて、地域の集落営農や農家との意見交換会や農業体験会などを実施します。

意見交換会などへの参加経費（交通費など）については、担い手協議会が負担します。



<事業名：担い手アクションサポート事業（新たな人材の育成・確保活動）>



## 15 就農希望者を雇いたい。

新規就農者を雇用しようとする組織を支援します。

### 支援内容

新規就農を希望する者と組織とのマッチングを行うための就農相談会を開催します。

また、組織が、就農希望者に対して実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、最大で月9万7千円を12ヵ月間助成します。

助成金を受けるためには、就農希望者と賃金に関する取り決めをし、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。また、平成21年度までに研修を開始する必要があります。

<事業名:「農」の雇用事業>



## 16 人材の確保と併せて機械・施設を充実したい。

規模拡大等により雇用を生み出す組織の設備整備を支援します。

### 支援内容

雇用の創出に取り組む集落営農組織が、主に融資を活用して農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の10分の3までを上限として助成します。

また、これら集落営農組織を側面的に支援するための共同利用施設の整備を併せて支援します。

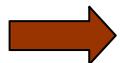
例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の10分の3となる300万円の範囲内で助成します。

また、共同利用施設の整備については、整備費の1/2以内の範囲内で補助します。

<事業名:地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業>

## 機械・施設の導入

### 17 農業用機械・施設を新たに導入したい。



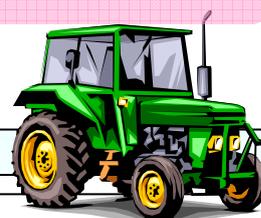
農業用機械・施設のリース料の一部を助成します。

#### 支援内容

規模拡大等に必要の農業用機械・施設をリース方式により導入する場合に、リース料の1/2以内を助成します。

例えば、総額700万円のトラクターを7年リースで導入する場合、年間100万円のリース料が50万円になります。

<事業名:担い手経営展開支援リース事業(集落営農緊急支援タイプ)>



農業用機械・施設等の取得費を助成します。

#### 支援内容

農業用機械を共同利用するために、個人所有の農業用機械を処分し、新たな農業用機械・施設の取得・設置を行う際の費用の1/2以内を助成します。

その際、JAや第3セクターなどが事業主体の場合には、農業用機械・施設を取得して、集落営農組織にリースすることもできます。

例えば、集落にある中古の機械を処分し、新たに1,000万円のトラクターを購入する際、500万円を助成します。(処分のための査定費用なども助成対象)

<事業名:強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援>



融資で農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

#### 支援内容

主に融資を活用して、農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の10分の3までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額(1,000万円)の10分の3となる300万円の範囲内で助成します。

※ 助成率は、整備費に占める融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。

また、最大の助成限度率は、3/10となっております。

<事業名:地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業>



農業用機械・施設を導入する際は、収支計画や営農計画を立てましょう!

## 資金の確保



### 18 農業経営に必要な資金を低利で借り受けたい。

➡ 農業近代化資金の金利負担が軽減されます。

**支援内容** 平成21年度までに集落営農組織が借り受ける農業近代化資金の借入金利が最大2%引き下げられます。

平成20年12月18日現在の金利水準（1.7%）なら、実質無利子で融資を受けることができます。資金は、農機具等の取得費などに使えます。

<事業名:農業近代化資金>

### 19 将来の農地や機械の取得に備えて自己資金を確保したい。

➡ 税制上の特例を活用して、水田・畑作経営所得安定対策の交付金や産地づくり交付金などを準備金として積み立てることができます。

**支援内容** 農業経営改善計画や農業生産法人化計画に従って、対象の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立て、それを活用して農地等を取得した場合には、法人税法上、一括して経費として計上できます。

規模拡大や機械装備の高度化のための内部留保を通じて、計画的な経営改善が図られます。

※ この制度の適用を受けるためには、税務署に法人又は人格なき社団等として申告し、確定申告を青色申告で行う必要があります。

<事業名:農業経営基盤強化準備金制度>



## 組織の立ち上げ

### 20 集落営農組織を立ち上げたい。

農家への意向調査や優良事例についての勉強会など、組織の立ち上げの活動を支援します。

#### 支援内容

集落営農組織を立ち上げる場合（立ち上げと同時に法人を設立する場合も含む。）に、担い手協議会が、集落内農家に対する意向調査や集落営農組織の優良事例の勉強会などの活動を支援します。

その際、地域の実情に応じて、旗振り役（集落リーダー）を中心とする「設立推進チーム」を設置して、支援活動を行うことができます。

また、農用地利用規程の作成、農用地利用改善団体の設立のための話し合いなどの活動も支援します。

農家の意向確認のためのアンケート調査、先進的な集落営農組織のリーダーを招いた勉強会、先進地に出向いての現地視察などに要する経費については、担い手協議会が負担します。

<事業名：担い手アクションサポート事業（集落営農組織等設立活動支援）>



### 21 基盤整備を契機に、集落営農組織を作りたい。

基盤整備を契機に、集落営農組織に農地を集積する場合に支援します。

#### 支援内容

区画整理、農業用排水施設等の生産基盤の整備を支援します。

また、集落営農組織の立ち上げや土地利用調整の話し合いにかかる経費の支援、基盤整備に係る農家負担金に充当するなど、様々な活動を支援します。

集積の実績に応じ、最大で事業費の7.5%分の促進費を支援します。

<事業名：経営体育成基盤整備事業、水利区域内農地集積促進整備事業>



農用地利用集積等が一定以上になることが見込まれる場合、基盤整備等に係る農家負担金について5/6を限度に無利子融資します。

<事業名：経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）>

(参考) 集落営農等に参加する際の農業者年金の扱い

農業者老齢年金を受給されている方

農業者老齢年金を受給されている方が、集落営農（任意組織）や農業生産法人に参加しても、農業者老齢年金は支給停止になりません。

経営移譲年金を受給されている方

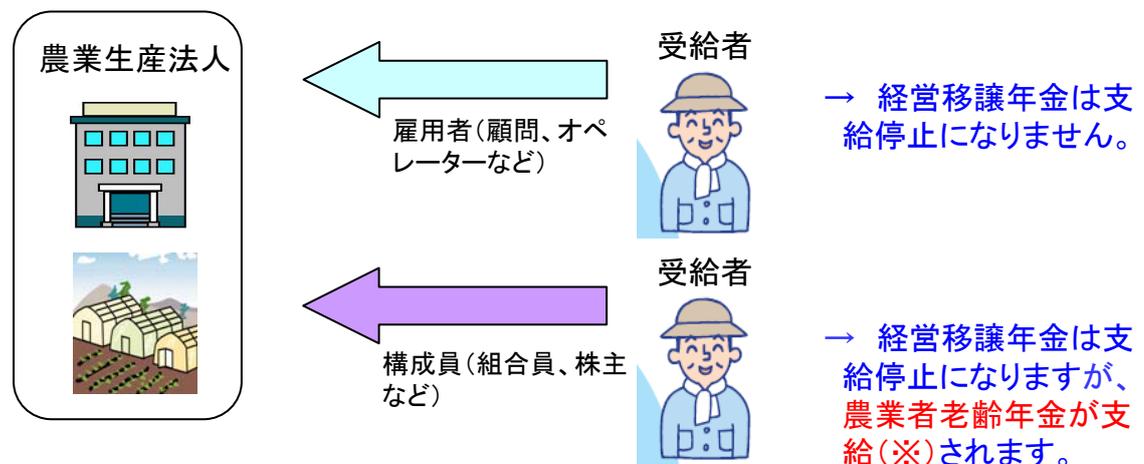
集落営農（任意組織）に参加される方

経営移譲年金（後継者等に農地等の権利を移転するなどにより農業経営を引退した者が受給する年金）の受給者が集落営農（任意組織）に参加しても、農地の名義は変わらないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

農業生産法人に参加される方

経営移譲年金の受給者が、農業生産法人に雇用者（顧問、オペレーターなど）という形で参加する場合は、農業経営を再開したことにはならないので、経営移譲年金は支給停止になりません。

ただし、経営移譲年金の受給者が、農業生産法人の構成員（組合員、株主など）となる場合は、農業経営を再開したことになり、経営移譲年金の支給は停止されますが、代わりに農業者老齢年金を受給することができます。



※保険料納付済期間等によって異なりますが、農業者老齢年金は経営移譲年金に比べて、3割程度低い水準になります（平成20年3月末現在の平均年金額）。

（注）農業者年金に関する詳しい内容については、最寄りの農業委員会へお尋ねください。

## ＜人材育成・確保の取組事例＞



### 集落営農組織のリーダー育成研修事例

- G県M地域協議会では、集落営農組織が抱える課題の解決策を探るため、リーダーなどを対象に、各集落営農組織の立ち上げや活動に当たったの問題点・解決方法、今後の経営展開などをテーマとした情報交換を実施。
- K県担い手協議会では、2年以内に法人化を目指す集落営農組織のリーダーを対象に、税理士、司法書士などを講師に呼んで、法人化設立時の課題と対応、法人設立の手續・書類の作成、社会保険制度などを習得するための研修を実施。

### 集落営農組織のオペレーター育成研修事例



- N県I地域担い手協議会では、集落営農組織の構成員などを対象に、県立農業大学の教授を講師に呼んで、大型機械の運転技術、けん引（農耕用）免許取得に必要な知識を習得するための研修を実施。
- K県I地域担い手協議会では、ヘリコプター業者と連携し、集落営農組織の構成員などを対象に、無人ヘリコプターの操縦資格取得に必要な知識、飛行技術を習得するための講習を実施。

### 集落営農組織の経理担当育成研修事例



- A県担い手協議会では、JA県中央会と連携し、集落営農組織の構成員を対象に、経理事務を簡素化するための「集落営農経理一元化システム」（JA県中央会が開発）の操作研修会を実施。
- Y県担い手協議会では、集落営農組織の構成員を対象に、商業高校教員OBなどを講師に呼んで、簿記教材、会計ソフトなどを使用して、貸借対照表、損益計算書などの作成の仕方を習得するための研修を実施。

## 農業担い手メールマガジンのご案内

「農業担い手メールマガジン」は、農林水産省経営局経営政策課が発行するメールマガジンです。

平成20年度より内容を一新して、農業者や農業関係者の皆様との双方向の情報受発信を行うためのツールの一つとして、本メールマガジンを活用していきます。

### [対象]

現場で頑張っている農業者や農業関係者の皆様

### [内容]

下記のような内容を中心に、メールマガジンに対するご意見・ご質問を踏まえながら、読者の方々に関心が高い特定のトピックスについて、特集を組んでいくことも考えています

- 行政担当者から現場の農業者の方々へのメッセージ
- 新規事業の紹介
- 事業活用に向けたワンポイント・アドバイス
- よくあるご質問に対するQ&A

[配信頻度] 月2回

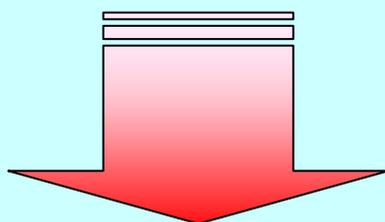
### [配信手続]

配信申し込みページは、各種検索エンジンから「農業担い手メールマガジン」で検索してください。申し込みページにつながります。

(<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>)

## 「支援策相談窓口」一覧

ご紹介した各種の支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。



相談窓口	電話番号	FAX番号
東北農政局担い手育成課	022-221-6241	022-217-4180
	022-221-6179	
関東農政局担い手育成課	048-740-0113	048-601-0533
北陸農政局担い手育成課	076-232-4343	076-232-5824
東海農政局担い手育成課	052-223-4626	052-218-2793
近畿農政局担い手育成課	075-414-9101	075-414-9030
中国四国農政局担い手育成課	086-224-9414	086-232-7225
九州農政局担い手育成課	096-353-7628	096-324-1439
	096-353-7413	
内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の9時から17時（12時15分から13時を除く）です。

農林水産本省経営局経営政策課	03-6744-2339	03-3502-6007
----------------	--------------	--------------

受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の10時から18時（12時15分から13時を除く）です。